

令和５年度 第１回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和５年８月１０日（木）１４：００～１６：２０

場 所 岡崎市福祉会館２階 ２０１号室

出席委員 渡辺委員 都築委員 伊藤委員 山高委員 壁谷委員 日下部委員 坂口委員
山本委員 小出委員 前本委員

欠席委員 大木委員

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 喜多氏

事務局 福祉部 阿部田部長

ふくし相談課：齊藤課長 寺西副課長 内藤係長 浅野主査 早川主査

長寿課：勝田係長

障がい福祉課：酒井係長 丹内係長

社会福祉協議会：本間事務局長

成年後見支援センター：稲葉課長 古里係長

１ 開 会

２ 委員紹介

３ 議 事

（１） 令和４年度成年後見支援センター事業報告

（２） 岡崎市成年後見制度利用促進計画 成果指標の実績報告

（３） 岡崎市市民後見人の養成について

４ 議事録

- 会議の公開について -

（事務局） 「岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領」により、傍聴、会議資料と議事録につき公開とする旨、岡崎市情報公開条例第７条に規定する非開示情報を取扱うことがあり、この部分につき非公開とする旨、会議の議事録については、非開示情報を除き、閲覧のほかホームページへ掲載し公開する旨の承認を求める。

（委 員） 承認

－議事１ 「令和４年度成年後見支援センター事業報告」について－

（事務局） 説明

○主な意見

（委 員） 岡崎信用金庫にはチラシは置かないのか。

（事務局） 岡崎信用金庫は令和２～３年度に既に依頼済。

（委 員） 市民後見人勉強会の１１名、担い手育成業務はどのような方が出席しているか。

（事務局） 以前ケアマネジャーやヘルパーをしていた方、市内でボランティア活動をして

いる方など福祉に関心のある方に案内をしている。

(委 員) 福祉に関心のある方を対象としたということか。

(事務局) 市民後見人の業務について福祉に関心がある人に今回受講いただいて、市民後見についての考えや意識を把握したいと考えた。

(委 員) 意識調査はしているか。

(事務局) 報酬と業務の兼ね合いについて意識がある。見守りはできるが、お金の管理になると責任が重いという意識が確認された。

(委 員) 西三河の勉強会がいいと思う。どのようなところと連携できているか。

(事務局) 9市1町の成年後見の担当が集まって現状について相談した。

(委 員) センターの有無を問わず、成年後見担当が集まったということですね。

(事務局) はい。

(委 員) 差はありましたか。

(事務局) 西三河では豊田市が市民後見を先に取り組んでいる。事前説明会にも参加した。

(委 員) 担い手育成アンケートについて教えてほしい。日常生活自立支援事業の終了理由の本人の意思について経過は追っていますか。初回相談から初回面談まで、待機から審査会までどのくらいか。

(事務局) 成年後見人が必要な場面、身元保証人がいない場合で困ること、法人後見の担い手になる気持ちがあるか体制があるかななどを聞いている。日常生活自立支援事業は本人の意思で解約できる、解約しても大丈夫か支援者で検討して確認してから解約に進んでいる。期間はケースバイケースで相談が入っても情報が届かない、家族が拒否しないなどの理由で進まないこともある。審査会上げる前に本人の意思確認をして審査会上げているので一概にこれくらいとは言えない。

(委 員) アンケートの法人は社協ですか？

(事務局) アンケートについては、社協以外の法人にお願いしている。

(委 員) 意思のある法人はありますか。

(事務局) 事前に1か所ヒヤリングしたところ難しいという感触であった。今後の働きかけによる。

(委 員) 法人後見と日常生活自立支援事業に何名従事しているか。

(事務局) 法人後見は主担当2名、日常生活自立支援事業は令和4年度は1名、今年度は2名。

(委 員) 受任は6名で、2名追加して9名になったのは、間違いか。

(事務局) 資料4ページの受任調整会議の実績を見ていただき、法人の選任が3なので、2を3に訂正する。

(委 員) 実績についてはご承認いただいたということで、次の議題に移る。

(事務局) 説明

○主な意見

(委員) 2法人はどこか。

(事務局) 社会福祉協議会と岡崎市福祉事業団が実施している。

(委員) 先ほどのアンケート対象は別の法人ということか。

(事務局) 目標を4法人としている。利益相反にならないよう別の法人をたすき掛けとして想定している。

(委員) 豊田市はどうしているか。

(事務局) 豊田市の情報は無い。

(委員) 別の法人を作って各法人から出向してやるなど方法が開発されているようなので研究してほしい。

(委員) 親族の後見人の実績が2あるが親族後見人の交流会など、気を付けてみていただきたい。

(事務局) 親族後見人の相談があれば対応している。家庭裁判所の書記官に相談してしっかり対応したい。

(事務局) 専門職後見人が本人をとりまくチームを作って支援するので、支援者を集める会議開催支援をしている。

(委員) 親族が直接申し立てしていると会議支援に乗らないのか。

(事務局) のらないので、いい方法がないか考えている。

(委員) 親族であると監督人がつくか。

(事務局) 一概に言えない。裁判所の判断による。

(委員) 検討してほしい。

(委員) 広報機能の充実の目標の設定は大丈夫か。受任調整会議の開催回数が令和5年度に倍増しているのは大丈夫なのか。

(事務局) 現状を鑑みて検討したい。受任調整会議は期間が空いてしまうので、昨年度の2か月に1回から今年度1か月に1回開催に変更した。

(委員) パンフレットの配架施設数をどのように増やすのか。施設職員向け勉強会の対象はどこか。出向しているのか。親族後見の目標件数の根拠を教えてください。

(事務局) 配架施設として市内金融機関の情報を整理してお願いしていく。関係者向け勉強会の対象は高齢者、障がい者サービス事業所を想定している。以前は成年後見センターの主催にしていたが伸び悩んだので、基幹障がい者相談支援センターと共催に変更、昨年度はハイブリッド開催にしたところ障がいサービス事業所の参加が増加した。親族後見の目標値は希望的数値で根拠はないが、今後相談場所として後見センターがあることの周知を進めたい。

(事務局) 後見人の支援機能を持っているが、親族後見人とセンターのつながりがほとんどないので、目標として設定してチームでの支援などもしたいと考えた。

(委員) 身上保護の関係で裁判所とのやりとりだけでは不足する部分もあるので、親

族が気軽に相談できる場となれると良い。

(委 員) 後見人がついている人は、福祉サービス利用者なので、ケアマネジャーや相談支援専門員に周知をして本人の支援チームを作っているはずなので、社協が交流会を作ろうとしていることなどをケアマネジャーや相談支援専門員から伝えることができるのではないかな。

(事務局) おっしゃる通りなので、周知をしていきたい。

(委 員) 親族後見人の監督人をしているが、ちょっとしたことで相談が来ることがあった。裁判所に聞いていいのかなという相談をセンターにする、ぼやき先を増やすという意味でもセンターが利用できる。財産目録を出されてもセンターは責任を負えないが、ちょっとした相談機能を宣伝するといいのではないかな。

(事務局) 今後後見人支援の勉強会や交流会について検討して、今年度1回開催したいと考えているのでご意見ご助言をお願いしたい。

(委 員) 親族後見をやっている人は、岡崎でどのくらいいるのか。監督人がついている人がどのくらいいるのか。

(事務局) 現状、把握できていない。裁判所からの回答も得られていない。

(委 員) コロナ前は、西三河後見ネットで名古屋家庭裁判所に開示請求して毎年HPに載せていた。機会があれば使ってほしい。

(委 員) 次期計画策定に向けた市民アンケートの内容はどういうものかな。

(事務局) 地域福祉計画策定のアンケートになる。令和2年度に前回は調査をしている。次期は令和8年度に実施予定。アンケートを5年に1度しか実施していない。

(委 員) 配布数と回収率はどうか。

(事務局) 3000人に配布して回収率は約50%であった。

－議事3「岡崎市市民後見人の養成について」について－

(事務局) 説明

○主な意見

(委 員) 一般市民のイメージからすると仕事している人には難しいように思える。対象年齢も幅広い。70歳で区切ると65歳で定年と考えたと実働が5年しかないがどのような市民を考えているのか。

(事務局) 年齢については他市の最大と最小で幅広く設定している。実際に活動できているのは仕事をリタイアした人や仕事をしていない人を考えている。

(委 員) 他市町村の年齢層はどうか。

(事務局) 50時間というのは厚労省が作成した内容で、市によってはプラス20時間研修をしている。時間が多ければ多いほど内容は濃いかな、委員のご意見のとおりボリュームがあってできるのかとも思う。後見人をやるには最低でもこの内容を行わないと裁判所から選任されないのではないかなと考えている。働いてい

る人は厳しいと考えている。他市町村を見ても自分の親の経験を生かしてリタイアした人などが行っている。

(委 員) 本当に志ある人が集まってくれるのか、ある程度対象を絞ったほうが効率がいいのかもしれない。70 時間時間の市の受講者数はわかるのか。

(事務局) 数字はもっていない。

(委 員) 名古屋市はプラットフォームという NPO が最初に研修をして多くの人に参加していた。島根県での研修では法人後見について触れないでと依頼された。会社を退職して後見という分野で社会貢献して第 2 の人生で報酬を得る手段としたいという人が参加していた。法人後見のメリットを伝えると参加者が流れるかもしれないと言われたので、市民後見がお手伝いであればボランティア目的の人が来て、将来後見人になれるということを目指していくと報酬を得る目的で来る人がいるかもしれない。

(事務局) 対象を絞って募集するという方法があると思うが、他市町村を見ている 1 回目の受講者が多いが次年度から応募がほとんどなくなったという例も聞いている。市の市民後見養成目的は、ゆくゆくは後見人になってほしい人、日常生活支援自立支援事業の一部を担う、意思決定支援サポーターのような判断能力が低下したかたに同行して騙されないように意思決定支援をする人を考えている。

(委 員) 自分が市民だったとしてこういう研修を受けるとこうなれるというのが分かるとライフプランを立てるのに役立つのではないか。応募する人に養成後のイメージを最初に約束するかが大事ではないか。

(委 員) 養成講座案について本日はどこまで議論するのか。どのようなプロセスになるのか見えない。日常生活支援自立支援事業の従事者について聞いたのは、支援員としての経験を経て後見人になるというのも聞いているので、教えてほしい。

(事務局) 専門的な視点から研修案についてご意見をいただきたい。本日は大筋の決定を得られたらと考えている。

(委 員) 講師も労力がかかるので、参加のみではなく具体的に形になるような養成講座になるとよい。

(事務局) 受けられた方の活動イメージは、募集要項に登録後に法人後見や日常生活自立支援事業で活動していただくことも明記していく。

(委 員) 報酬は出るのか。

(事務局) ボランティアではなく、有償での活動を想定している。

(委 員) 1 年目センターと複数後見、2 年目センターが後見監督人ということですね。報酬については、本人から報酬をもらうということを考えていて、1 年目は報酬はなし、家裁に申し立てして 2 年目移行らもらうことを想定しているということか。退職したかたや退職後が近い人を想定すると土日開催がよいので

はないか。

(事務局) 検討していく。

(委員) 収入をある程度得たい人、ボランティアしたい人、社会貢献したい人、少し報酬を得たい人などがいると思う。

(事務局) 平日活動できる即戦力を想定していたので平日を考えていた。土日併用も含めて再検討したい。報酬については、法人後見の支援や日常生活自立支援事業の支援でも報酬が出るように考えたい。社協の臨時職員としている市もあるし、アルバイトという形態の場合や1回いくらという場合もある。ボランティアに近い対価になるかもしれないが考えたい。

(委員) 報酬がないと続かないと思う。モチベーションが圧倒的に下がってしまう。報酬がしっかりとわかる形にしたほうが養成しやすいと思う。

(事務局) 人によって年金に影響が出る人もいるので、いろいろな選択肢を考えたい。

(委員) 受講は無料ですか。

(事務局) 無料です。先生方にも有償で講師をお願いする。

(委員) 受講するだけで市民後見人になれるのか。家庭裁判所とはどのように話しているのか。

(事務局) 志を大事にしたいので提出書類は考えているが、審査までは考えていない。候補者としては選ばれている事例があるので、厚労省に沿う形で育成を考えている。登録したかたについて、相談させていただいて推薦をする。法人後見や日常生活自立支援事業の支援員を必須とは考えていない。

(委員) 1年目は複数後見を想定しているので、それはひとつの方法だと考える。

(事務局) 複数後見の担当については役割を分ける方法もあるが、全て並走して考えていく。

(委員) ふさわしくないという場合は、どうするのか。

(事務局) 再度受任調整をして検討したい。

(委員) 受講者30人をどのようにマッチングをしていくのか。受任調整の際にどうするのか。意識調査を11人に行ったことと制度設計の関連はどうか。ニーズや意識を踏まえた制度設計になっているか。

(事務局) 立地、法人後見や日常生活自立支援事業の経験の中で適性のある人を選んでいく。法人後見や日常生活自立支援事業の中で苦手意識を克服してもらいたいと考えている。

(委員) 登録があっても選任されないという中でモチベーションが下がって受講者が減っているということも聞く。市民後見に関する調査が11人以外に見当たらなかったのも、もう少し制度設計を考えたほうがいいのではないか。

(事務局) 登録してもやることがないということで、募集の時に受講者の活躍の場についてイメージできるように考えたい。財産管理が難しいというイメージが出ているが、事務局としては財産管理を担ってほしいと考えているので溝を埋め

たい。

他市では、昨年度は応募がなかったと聞いているので、市民が高いモチベーションでできるよう考えたい。

(委 員) 業務を分けるイメージはできているのか。どのくらいの数が来たらやっていけるのか、法人後見のうちどのくらい市民後見で担うことができるのか、具体的にイメージできているのか。

(事務局) 法人後見の業務分担については具体的には決まっていないが、法人後見を受任したもののうち安定しているものを考えている。

(委 員) 令和4年度に9人法人後見を受任していることになっているが、市民後見の募集が30人のなかで法人後見が9人でどこで活動するのか。

(委 員) 社協の法人後見は、身寄りがいない、生活保護、特養に入る、ケアプラン通りに介護が実施されているか、本人の様子を把握する、そういったケースは対応できると思う。

(委 員) 東三河では孤独な人の対応などで活躍していると聞く。選任するのは家裁なので、市民後見人を選任するのか、安定していてバックに社協がついているというケースであれば選任されるかもしれないが、受講して受ければ報酬が得られるというイメージは違うかもしれない。

(委 員) 市民後見養成講座修了者はバンクに登録すると聞いたが、バンクのシステムを作るということか。

(事務局) 台帳、紙媒体での管理をして選任したいと考えている。

(委 員) 登録する側のリクエスト、見守り、金銭管理などのリクエストも登録できるのか。予備の情報として登録できるシステムを作ると選任の作業の際に、齟齬が起きる可能性を減らせるのではないか。

(事務局) 登録者のニーズや時間帯なども追加していけるよう検討したい。

(事務局) 研修について承認ではなくご意見をいただきたい。

(委 員) 損害賠償保険、活動の保険についてどうカバーするか。

(事務局) 第2回を募集に間に合うように設定するので、第2回またはそれまでにご意見をいただきたい。

(委 員) 市民後見人が選任される可能性はどのくらいあるか。受任調整会議で行政書士を上げたが実施は司法書士が選任された。選任されないようなことが続くと尻つぼみになってしまうのではないか。

(委 員) 裁判所がこの人なら任せられるとすれば選任される。支援員としての活動をしつつイメージして募集しないと、過剰な期待や無駄な費用になってしまう。

(事務局) 選任は家庭裁判所。国の資料では、65%が弁護士、司法書士、社会福祉士、10%が法人後見、0.8%が市民後見。3.4%行政書士、税理士、0.4%精神保健福祉士、社会保険労務士となっている。イメージをもう少し明確にした募集をしたい。

- (委 員) 制度利用支援事業は何か。
- (事務局) 収入要件などが見合う方に申し立て費用や報酬の助成をしている。
- (委 員) 市民後見で何を期待しているのかよく分からない、意思決定サポーターという言葉もわからない、もう少しやりとりをしないとわからないのではないか。
- (委 員) 国がやれと言っているので慌ててやるのかもしれないが、1年延ばしてでも議論したりプロジェクトを作ってもいいと思う。今日で検討が終わりというのではどうか。
- (委 員) 個別に意見するのは難しい、他の人の意見がどのように反映されたのかもわからないので、スケジュールに合わせるのであれば早い時期に会議の場で意見交換したい。
- (事務局) 事務局でも決めきれないのでお示しできず意見をいただきたい状況なので、もう一度お示しするので、1度あるいは2度議論の場を検討したい。
- (委 員) 形を作ることはできても活動できないこともある。1円単位までチェックする機能もないので、どのあたりを担ってもらうのかも含めて次の機会に議論する。
- (委 員) 裁判所で選任されないと意味がないのでご意見をうかがうのはどうか。
- (オブザーバー) 裁判所で回答できる範囲も限られる。事前に岡崎市からあった問い合わせの回答として、
- Q 市民後見人は選任してもらえるのか。
- A 家庭裁判所が本人にとって最もふさわしい人を選任するので、選任されるとは限らない。市民後見人であっても同様。
- Q 岡崎支部での市民後見人の活用状況はどうか。
- A 現在市民後見人を活用している事例はある。
- Q 市民後見人の養成について求めるレベルはどうか。
- A 裁判所において明確な基準はない。本人の意思を尊重し生活状況に配慮しながら本人に代わって必要な支援をすることによって本人の権利を守る、事務や財産管理の状況を監督人または家庭裁判所に期限内に報告することが求められる。
- (事務局) 次の会議のときに忌憚のないご意見を願います。

－閉会－